

6 『風土記』の中の身体に関わる表現

計良 吉 則

『風土記』の成立は和銅六年(七一三年)五月に、元明天皇により発せられた撰録の命が契機となっている。命を受けた諸国は資料を集めて整理し、中央に献じたが、現存する播磨、常陸、出雲、豊後、肥前の五か国風土記と、諸書に引用された逸文数十か条が現在『風土記』と呼ばれているものである。

『風土記』は詔命の要求事項に対して諸国が提出した報告書(解文)であり、いわば地誌であるが、その中に身体に関わる表現が多くみられている。それらに着目し、考察することは当時を知るうえで意味があると思われる。

一、身体の動作や状態を示す表現

全体を通してよくみられるのは「在す」、「居む」などの存在を意味する表現で、「出雲国」に「吾静將_レ坐志

社」、「播磨国」に「至来居於此処」と随所にみられる。また「從_二但馬_一巡行之時」のように、(天皇が)巡行するという表現も多くみられている。

次に「播磨国」において「娶_二因幡国造阿良佐加比売_一生子、宇奈比売・久波比売」とあるように、「結婚」や「出産」に関する表現も多い。

「播磨国」に「許乃波奈佐久夜比売命、其形美麗」とあり、女性の美しさを表現したものが随所にみられ、「出雲国」に「吾御心、照明正真成」とあるように心の清明さを表現したのもみられる。

一方、身体の病的状態や障害に関するものも多い。「備後国」の逸文に「後世仁疫氣在者」とあり、流行病(伝染病)を表現したものと思われ、「豊後国」に「用療_二痲癖_一」とあるのは現在の疥癬と思われる。また「播磨国」に「拔_レ筍以_レ布裏食、三重居不_レ能_二起立_一」とあり、食中毒を表現した可能性がある。

また「播磨国」の「不_レ拘_二盲事_一」は視覚障害者を、「出雲国」の「御須髮八握宇_レ生、昼夜哭坐之、辞不_レ通」は精神発達遲滞を意味すると思われる。「常陸国」に

「上古有_レ人。体極長大」とあるのは巨人症と関係があるかもしれない。

病的状態を癒すものとして、温泉、蓮根、酒があげられている。「肥前国」には「東辺有_二湯泉_一。能癒_二人病_一。」とあり、「常陸国」には「有_レ病者、食_二此沼蓮_一早差驗之。」とあり、「丹後国」逸文には「爰天女、善為_レ釀_レ酒。飲_二坏_一、吉万病除。」とある。

人の死に関する表現も多くみられる。大和朝廷に服属しない者を「土蜘蛛」と表現し、「豊後国」に「襲_二土蜘蛛_一、而悉誅殺」とあり、大量の殺戮が行われたことが窺われる。また、「播磨国」に「出雲御蔭大神、坐_二於枚方里神尾山_一、每遮_二行人_一、半死半生」とあり、交通妨害をして人を殺す神の話が随所にみられている。こうした殺人行為以外には、小魚を捕って食べて死んだ話、茨がささって傷つき病んで死んだ話、夜に麻を打ったら死んでいたという話などがみられる。さらに溺死や落雷による死、縊死などを表現したものがみられる。

二、身体の部分や分泌物を表現したもの

「常陸国」に「翫_レ水洗_レ手」、「臨_レ水洗_レ手」とあるよ

うに手が最も頻回に登場する。足や膝も多く、「播磨国」に「以_二清酒洗_二手足_一」とあり、「常陸国」に「携_レ手促_レ膝」とある。眼、口、腹もみられ、「播磨国」に「能似_二人眼割下_一」、「食不_レ入_レ口而落_レ於地」、「受_レ以_レ刀辟_レ腹」とある。これらはいずれも体表を表現したもので、内臓に関するものはみられない。骨については「肥前国」に「各謂_二弟日姫子之骨_一」とあるが、生体の骨ではなく、遺骸を表現したものである。

分泌物の中では涙が最も多く登場し、「播磨国」に「又、胸有_二流淚_一」や「丹後国」逸文に「女娘、拭_レ涙嘆曰」とある。また血液や排泄物を表現したものもあり、「豊後国」には「流血没_レ踝」とあり、「常陸国」には「有_レ人、向行_二大小便_一之時」とある。

(順天堂大学医学部医史学研究室)